

特集

「新しい公共」と「労働」を問う！

2010年6月4日、内閣府「新しい公共」円卓会議より「新しい公共宣言」が発表された。

そこには、「人々の支え合いと活気のある社会。それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が『新しい公共』である。…『新しい公共』が作り出す社会は『支え合いと活気がある社会』である。すべての人に居場所と出番があり、みなが人に役立つ歓びを大切にできる社会であるとともに、その中から、さまざまな新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくる事で、人々の生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会である」と「新しい公共」を描いている。

また、6月18日に閣議決定された「新成長戦略」の中にも「新しい公共」が登場し、「国民すべてが意欲と能力に応じ労働市場やさまざまな社会活動に参加できる社会（「出番」と「居場所」）を実現し、成長力を高めていくことに基本を置く。このため、国民各層の就業率向上のために政策を総動員し、労働力人口の減少を跳ね返す。すなわち、若者・女性・高齢者・障がい者の就業率向上のための政策目標を設定し、そのために、就労阻害要因となっている制度・慣行の是正、保育サービスなど就労環境の整備等に2年間で集中的に取り組む。また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する」と書かれている。

昨年9月に誕生した民主党・鳩山前政権が掲げた「新しい公共」（施政方針演説）以降、いまや「新しい公共」という言説は、この1年で、社会的に広く知れわたることとなり、その言説を巡る環境は大きく変化してきた。内閣府に「新しい公共」円卓会議が設置され「新しい公共」宣言が発表（6月4日）、また内閣府の主催により開催された「新しい公共オープンフォーラム」（4月25日）、そしてNPO団体からなる「新しい公共をつくる市民キャビネット」の設立（1月29日）等々である。一方で、連合・公務労協などの労働団体等による「公共サービス基本法」の制定（2009年6月）や「公契約条例」の制定（2009年9月、野田市）、そして現在、新たに「公共サービス基本条例」制定に向けたキャンペーン運動が展開されている。

また、「協同労働の協同組合」であるワーカーズコープが「市民化・社会化」を掲げて自治体より受託運営している公共サービス現場は208施設（内指定管理者178施設、2月時点、単独の法人としては最大規模）へと広がり、790の自治体による「協同労働の協同組合法」の早期制定を求める意見書決議など、「公益」、「コミュニティの一般利益」を担う協同労働の協同組合への期待が高まっている。

大工業社会とそれを支えてきた福祉国家が終焉を迎え、超少子高齢社会が到来する中にあっ

て、子育てや高齢者などのケア・若者の就労・自立支援などの「公共的社会サービス」の一層の充実が求められている。しかし、「新しい公共」がさまざまに語られる一方で、「公共」を担う「労働」のあり方やその位置づけ等については、はほとんど議論がなされていないのが現状である（宮本太郎・北海道大学教授）。一方で、福島浩彦氏（前我孫子市長、協同総研理事）からは、「新しい公共とは市民の公共であり、それは市民の主体と市民の政府が連携してつくるもの。非政府・非営利・公式の主体のど真ん中に、協同労働が位置づけられるべきだ」（5月16日、広島協同労働推進フォーラム）と提起され、「協同労働の協同組合」に期待を寄せられた。

今日、「本質的に必要な改革は、人びとの目に見え、人びとの手に届く位置に公共空間を創り出し、互いにリスクシェアをしながら、「社会」が、「政治」や「行政」や「市場」を制御できる仕組みを創り出すことである」（金子勝著、新・反グローバリズム、岩波現代新書、2010年1月）。いまこそ「市場の中に公共空間を創り出す戦略」が求められている。

今回、「新しい公共」とそれを担う「労働」、はどうあったらよいのかをテーマに特集を組んだ。会員の皆様からぜひ、ご意見をいただきたい。